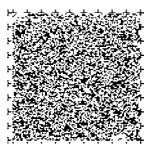


第1章 計画の策定にあたって

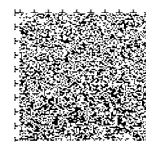
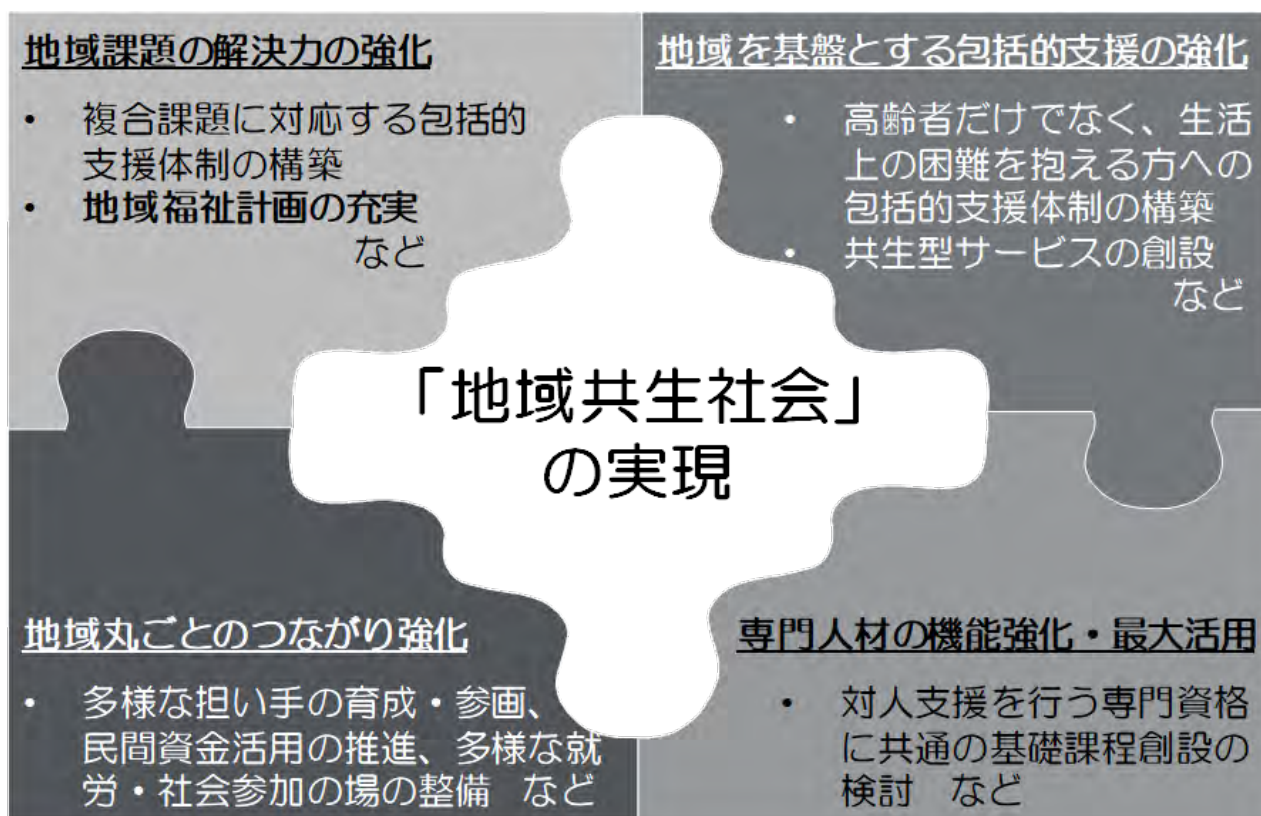
- 1 計画策定の背景
- 2 地域福祉とは
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 社会情勢の変化
- 6 前期計画の振り返りについて



1 計画策定の背景

平成30(2018)年4月1日に社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正が施行されました。社会福祉法は、福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。今回の改正により、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられました。

また、国では、「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めています。「地域共生社会」とは社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。地域共生社会の実現に向けた考え方や取組については、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を重層的かつ一体的に行う必要があります。介護、障害、子ども、生活困窮といった福祉分野だけでなく、保健医療、住まい、就労及び教育等と連携し、また、地域において多様なつながりが育つことへの支援についても求められています。



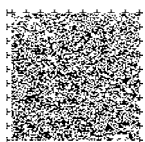
■地域共生社会とは

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



出所：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）（厚生労働省、令和元（2019）年12月26日）



2 地域福祉とは

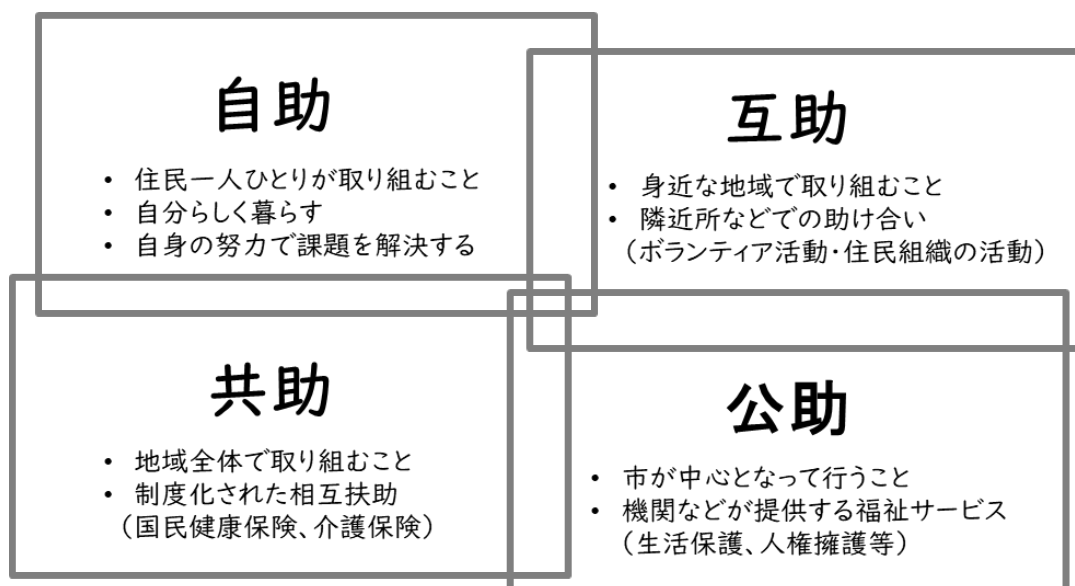
地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らしていくために、それぞれの役割を持ち、支え合いながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組のことをいいます。

「福祉」という言葉からは、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」という「福祉」を連想しがちです。

地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

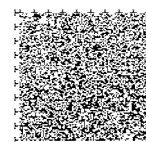
様々な生活課題について、住民一人ひとりの力（自助）、近隣での助け合い（互助）、制度化された相互扶助（共助）、公的な制度による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

■4助：「自助」・「互助」・「共助」・「公助」について



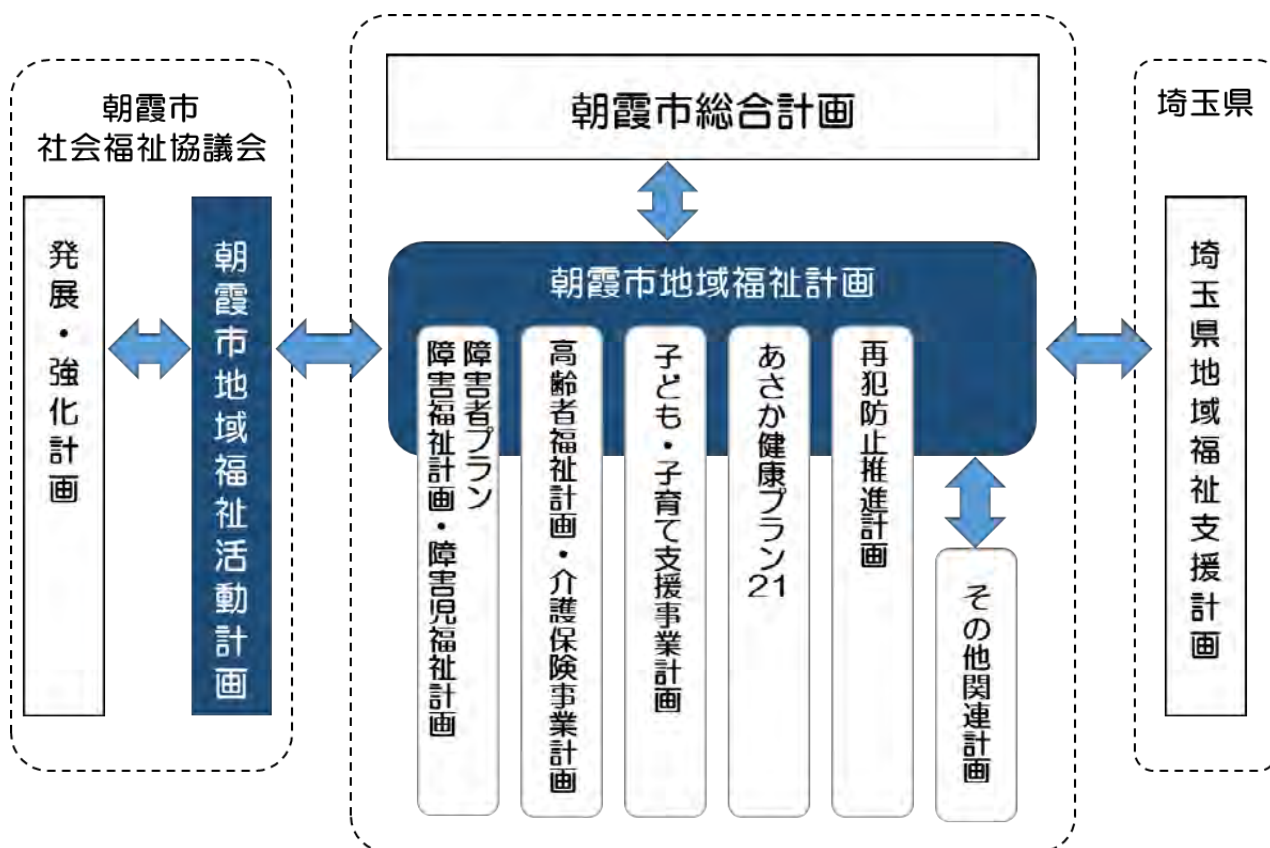
■「市民」と「住民」とは

この計画書の中で、「市民」とは、市内在住、在勤、在学者のことを含め、市内で活動されている人など、市に関わりのある人のことをいい、「住民」とは、実際に市に住んでいる人のことをいいます。



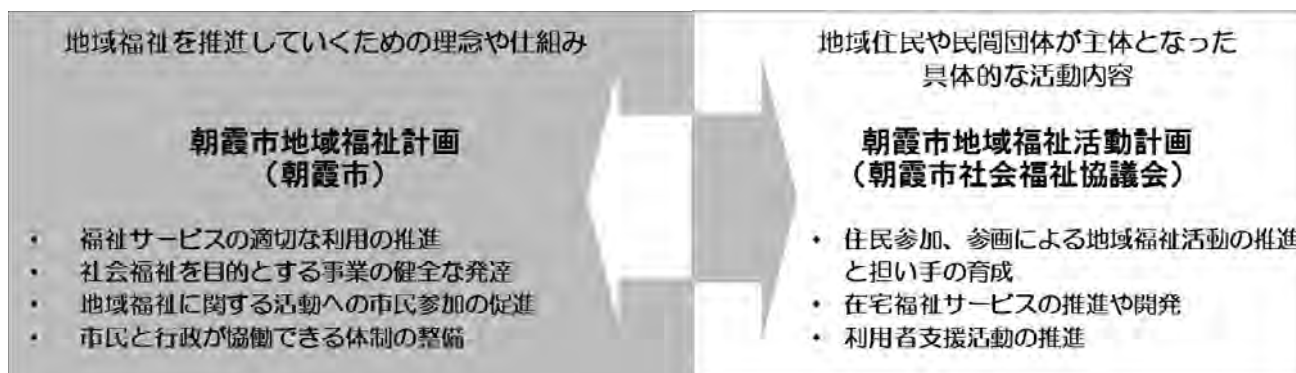
3 計画の位置づけ

朝霞市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、朝霞市（以下「市」という。）における地域福祉推進の基本的指針を定めるものです。社会福祉法の改正により、福祉に関する各個別計画の上位計画としての位置づけが明確になったことにより、市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画を基盤としながら、福祉に関する各個別計画（「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」、「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第5次朝霞市障害者プラン・第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」「あさか健康プラン21」）との整合性を保ちながら、市における地域福祉施策の基本的な方向性を示すことになります。



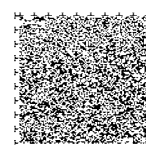
また、朝霞市地域福祉活動計画は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。主に自助、互助、共助を重点的に支援する範囲としています。

社協では、地域福祉を推進する団体としての使命や経営理念を明確にするために策定している朝霞市社会福祉協議会発展・強化計画との連携を図りながら計画を進めていきます。



市と社協では、この2つの計画が開始時期、策定の根拠などの経緯は異なるものの、互いに地域福祉の推進に資するという目的が同じであることから、第3期の計画（平成28（2016）年3月策定）において、基本理念や計画期間を統一することにより、相互に補完し合いながら計画を推進することとしました。

さらに、第4期の計画においては、市と社協のそれぞれの特性を生かしながら、さらに地域福祉を一体的に推進するため、地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）について、策定作業の過程から協働し、計画書自体も一体的に策定しました。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。
また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

なお、計画期間の最終年度及びその前年度である令和6(2024)年度から令和7(2025)年度に次期計画の策定を行います。

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
朝霞市総合計画	第5次 後期基本計画					次 期				
朝霞市地域福祉計画・ 朝霞市地域福祉活動計画	第4期					次 期				
朝霞市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期			次 期						
朝霞市障害者プラン	第5次			次 期						
朝霞市障害福祉計画・ 朝霞市障害児福祉計画	第6期 障害福祉計画			次 期						
	第2期 障害児福祉計画			次 期						
朝霞市子ども・子育て 支援事業計画	第2期					次 期				
あさか健康プラン21	第2次		次 期							

※あさか健康プラン21は9年計画です。

■ 今までの計画書



5 社会情勢の変化

少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、血縁・地縁・社縁といったつながりが希薄化し、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。

孤立死やひきこもり、虐待などへの支援が求められる一方で、近年では生活困窮者への自立支援や子どもの貧困対策、再犯防止などといった新たな取組が制度化され、福祉行政においては、より一層きめ細やかな支援が必要となっています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人との接触を極力控えることになり、感染予防と経済活動の両立といったこれまでにない困難な状況に陥りました。今後、人との関わり方や地域福祉活動の方法について、感染対策に十分配慮した行動が求められ、デジタル化やICTの活用についても検討が必要になります。

○社会福祉法の改正

平成30(2018)年に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号。)」において、社会福祉法が改正され、地域福祉の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

また、令和2(2020)年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」における社会福祉法の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するための、新たな事業及びその財政支援等について規定されました。

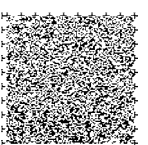
○再犯の防止等の推進に関する法律の成立

我が国における刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、それに伴い再犯者数も減少しつつありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇傾向にあります。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生活環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、国民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、地域で孤立することがないよう、円滑な社会復帰を支援していくことが課題となっています。

国では、平成28(2016)年12月に再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)を施行し、第4条第2項には、地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があるとし、第8条には、市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が規定されました。

これを受けて、市では、本計画の第4章の一部に「朝霞市再犯防止推進計画」を位置づけ、地域住民の理解と協力を得ながら再犯の防止につなげ、安心して暮らしやすい地域を目指します。



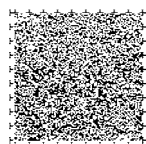
OSDGsの理念や目標を踏まえて

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を理念の下、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題解決に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

市や社協では、本計画に掲げる取組や事業を進めるにあたり、SDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



6 前期計画の振り返りについて

平成27(2015)年度に策定した第3期の地域福祉計画及び地域福祉活動計画では、基本理念に「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を掲げ、3つの基本目標に沿って、各施策・事業に取り組みました。

基本目標Ⅰ 支え合い・助け合いの心づくりと仕組みづくり

○市の取組

市内5つの地域包括支援センターに、第2層協議体(地区コミュニティ単位)を立ち上げ、地域で学習会等を開催するほか、認知症サポーター養成講座、家族介護教室等の各種講座等を開催するとともに、認知症ケアガイドブックの作成・配布を行い、高齢者の支援体制を整えるなど、人材の育成や施策の周知に取り組みました。

障害のある人を対象とするふれあいスポーツ大会、スポーツ・レクリエーションの集い、はあとぴあふれあい祭りなどにおいて、ボランティアの協力もいただき、障害のある人もない人も、多数の人が交流する機会を設け、支え合い・助け合いの意識を醸成することができました。

市内6か所目となる児童館「ほんちょう児童館」を開館し、幼児・児童はもとより中学生・高校生の居場所として、また、地域住民の交流拠点として整備しました。

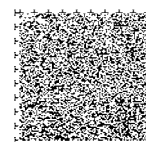
○社協の取組

地域包括支援センターの圏域に準じて、社協でも地区ごとに住民や関係機関と共に地域課題の発見や解決方法について考える取組(小地域福祉活動)を進めてきました。こうした活動を通して、誰もが安心して暮らせるまちづくりに必要なことがより明確になり、その解決策の一つとして、福祉の関心を広げる仕掛けとしてのボランティア講座や福祉教育の充実を図り、広い世代の住民が参加しています。

また、福祉に関心を寄せる住民の意識の醸成を図ったことにより、ふれあいいきいきサロンや高齢者会食会などの活動が生まれるなど、支え合い・助け合いの心づくりと仕組みづくりは少しずつ広がっています。



(ほんちょう児童館)



基本目標2 安全・安心に暮らせる環境づくり

○市の取組

防犯では、地域や警察等との連携により、防犯情報の発信、防犯研修会等を実施するとともに、青色防犯パトロールカーの運行や地域の自主的な防犯活動を支援しました。

防災では、災害時における避難行動要支援者台帳の整備を行い、警察、消防をはじめ自治会・町内会、民生委員児童委員等へ配布し、関係機関や地域と情報共有しました。また、防災フェアや小学校区防災訓練を開催するなど、防災意識の高揚に努めました。

地域の見守りの強化では、高齢者世帯の増加に伴い、緊急通報システム、安心見守り通報システム設置事業を実施するとともに、民間企業と連携した見守りとして、配食サービス、乳酸飲料配付事業、新聞販売店見守り事業のほか、宅配運送会社やコンビニエンスストア会社等と包括連携協定を締結しました。

また、公共施設等の改修時には、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい施設の整備を進めました。

○社協の取組

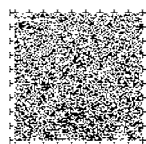
東日本大震災の被災地支援として取り組んだボランティアバス事業に参加した住民の協力を得ながら、災害ボランティア講座や災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を継続しています。また、身近な地域で行われる防災訓練では社協も参加しながら、平時からのご近所とのつながりの大切さを啓発しています。

地域での防犯については、朝霞警察署との見守りネットワークが構築されたことにより、定期的に安全・安心な暮らしに関して情報発信を行っています。身近な地域で開催する地域懇談会でも防犯グッズ工作を取り入れることにより、若い世代の参加者とともに地域防災について考える機会を作っています。

こうした取り組みを通して、住民自らが企画・実施する地域のつながりを考えるイベントが生まれました。



（災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練）



基本目標3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

○市の取組

高齢者の困りごと相談をはじめ、生活困窮者相談、ひきこもりの相談、どの部署にもあてはまらない狭間の相談に対応できるよう、福祉相談課を新設し、専門の資格を持つ職員を配置しました。また、こうした相談において、高度で専門的な知識を要する場合に、職員が助言を受けられるよう、埼玉県弁護士会、司法書士会、社会福祉士会と協定を締結しました。

障害福祉、介護、児童福祉等の各分野における人材育成研修を実施したほか、介護職員や保育士の処遇改善に向けた支援を行いました。

このほか、福祉に関わる講演会やイベント等の様々な情報を、広報紙、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、掲示板等を活用し、情報発信に努めました。

○社協の取組

平成29(2017)年度に総合相談窓口を設けたことにより、障害福祉や生活困窮、ちょっとした心配ごとなど、分野を問わず相談を受ける体制を整え、充実を図ってきました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮にある人には、市との連携を密にした相談体制により支援を行っています。

また、社協が運営する施設・サービスや各種講座では利用者や参加者のアンケート調査を行っているほか、身近な地域で開催する地域懇談会では話し合いを行いながら住民ニーズの把握に努めています。こうした意見やニーズを参考に事業を見直したり、新たな事業の開発につなげています。

